

第1章 リサイクル料金と預託実務の概要

1. リサイクル料金とその流れ

(1) リサイクル料金の構成と設定主体

・リサイクル料金は以下の ~ の料金で構成されます。

料金の構成要素	料金の内容	設定主体	特徴
Ⓐ シュレッダーダスト料金	リサイクルに必要な料金	自動車メーカー 輸入業者	<ul style="list-style-type: none"> 適正な原価に基づき設定するため、自動車ごとに料金が異なり得る 不適切な料金設定に対しては、国よりその是正を勧告、命令
Ⓑ エアバッグ類料金 (シートベルト プリテンショナーを含む)	回収・運搬とリサイクルに必要な料金		
Ⓒ フロン類料金	回収・運搬と破壊に必要な料金		
Ⓓ 情報管理料金	リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金	情報管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 料金決定には、国の認可が必要
Ⓔ 資金管理料金	リサイクル料金の収納および管理・運用を行うために必要な料金	資金管理人	<ul style="list-style-type: none"> 預託申請時点・方法が同じであれば料金は一律

(2) リサイクル料金を負担する者

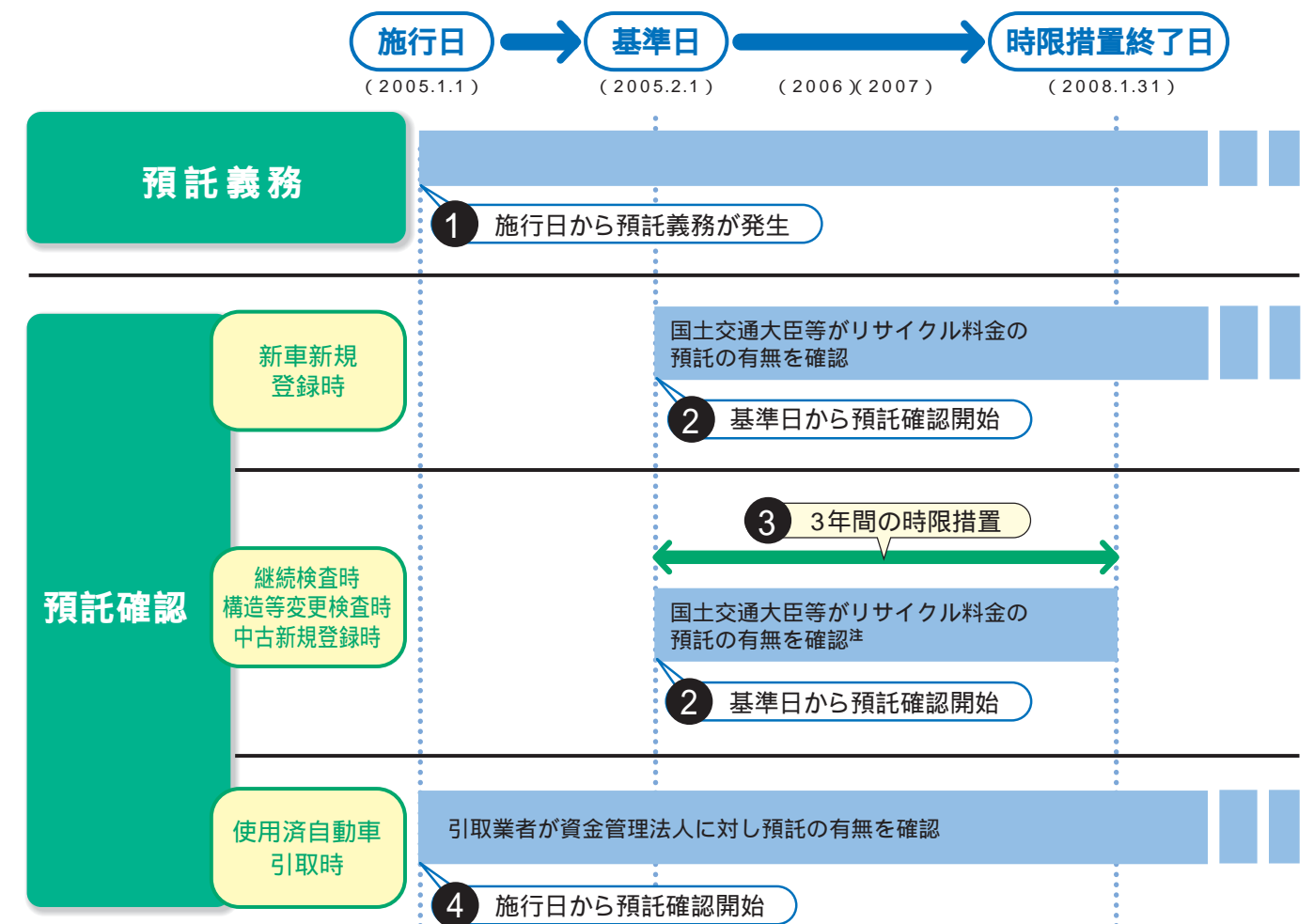
- ・リサイクル料金は、自動車の所有者が負担することになります。
- ・負担する自動車の所有者は、自動車検査証記載の所有者と一致しない場合もあります。

【例】

ケース	リサイクル料金の負担者
1) 所有権留保付売買契約	買主(自動車検査証記載の使用者)
2) リース契約	リース会社(自動車検査証記載の所有者)

(3) リサイクル料金の預託義務と登録・検査時における預託確認の開始時期(下図参照)

- ①自動車所有者におけるリサイクル料金の預託義務は、施行日(2005年1月1日)から発生します。
- ②施行日1ヶ月後の2005年2月1日(基準日)から新車新規登録・検査、継続検査時等にリサイクル料金の預託の有無が確認されます(預託確認)。リサイクル料金が預託されていない場合、登録・検査等が受けられなくなります。
- ③継続検査、構造等変更検査および中古新規登録・検査時の預託確認については3年間(2008年1月31日まで)の時限措置です。
- ④使用済自動車の引取時においては、施行日(2005年1月1日)から、引取業者がパソコン等を用いて資金管理人に対し、預託確認を行います。預託確認時に必要な料金が預託されていないと、電子マニフェストによる引取報告が行えず、使用済自動車を引き取ることができません。



注 3年間の時限措置期間中に、継続検査等を2回以上受ける場合、2回目以降も国土交通大臣等による預託確認が行われます。具体的には、預託したことの証明となるリサイクル券を預託証明窓口(運輸支局等内または近隣の団体)に提示し、旧自動車検査証等に預託済みである旨の押印をしていただき、それを運輸支局等に提示していただくこととなります。

(4) リサイクル料金の主な流れ

- 自動車所有者は、リサイクル料金を資金管理人に預託することになります。
- 預託されたリサイクル料金は、資金管理人において厳格に管理・運用され、自動車メーカー・輸入業者がリサイクルを実施する際に払渡しを請求することになります。

リサイクル料金の預託

(ア) 新車購入時預託

- 自動車メーカー・輸入業者から出荷される新車のリサイクル料金は、新車購入時に新車ディーラーで収納され、自動車メーカー・輸入業者を介して資金管理人に入金されます。資金管理人は、自動車メーカー・輸入業者が設定したリサイクル料金およびエアバッグ類の個数等装備に関する情報提供を受け、車台番号ごとに管理します。リサイクル義務を負う自動車メーカー・輸入業者が存在しない個人輸入・並行輸入された自動車については、資金管理人が事前にリサイクル料金情報を保有していないため、詳細実務は異なります。

(イ) 継続検査時預託 (構造等変更検査時、中古新規登録時含む)

- 継続検査等の際に必要となる手続きの流れの中で、整備事業者等が自動車ユーザーからの委託を受けて (自動車ユーザー本人が実施する場合を含む) 運輸支局等内または近隣の団体[※]においてリサイクル料金を預託し、当該団体を介して資金管理人に入金されます。
- これに加え、取扱年間継続検査台数が200台以上の整備事業者経由の場合については、資金管理人からの委託を受けて自社の保有するパソコンで一定の実務を行っていただき、整備事業者の保有する金融機関口座からの引き落としにより資金管理人に入金する方法もあります。また、パソコンを保有する指定整備事業者については、郵便局・コンビニエンスストアを利用して資金管理人に入金する方法もあります。(運輸支局等内または近隣の団体一覧は106ページ～113ページをご覧ください)

注 印紙販売窓口等、運輸支局等ごとに異なります。

(ウ) 引取時預託

- 未預託で引取業者に持ち込まれた使用済自動車(後付装備分も含む)については、その時点でリサイクル料金の預託が必要となります。引取業者は、パソコン等を用いて資金管理システムに対し、預託申請します。
- 引取業者によって預託申請された使用済自動車のリサイクル料金は、郵便局・コンビニエンスストアまたは金融機関口座引落しを利用して収納します。

リサイクル料金の管理・運用

- 自動車所有者が預託したリサイクル料金は、資金管理人で安全・確実な方法で管理・運用されます。

リサイクル実施時のリサイクル料金の払渡し

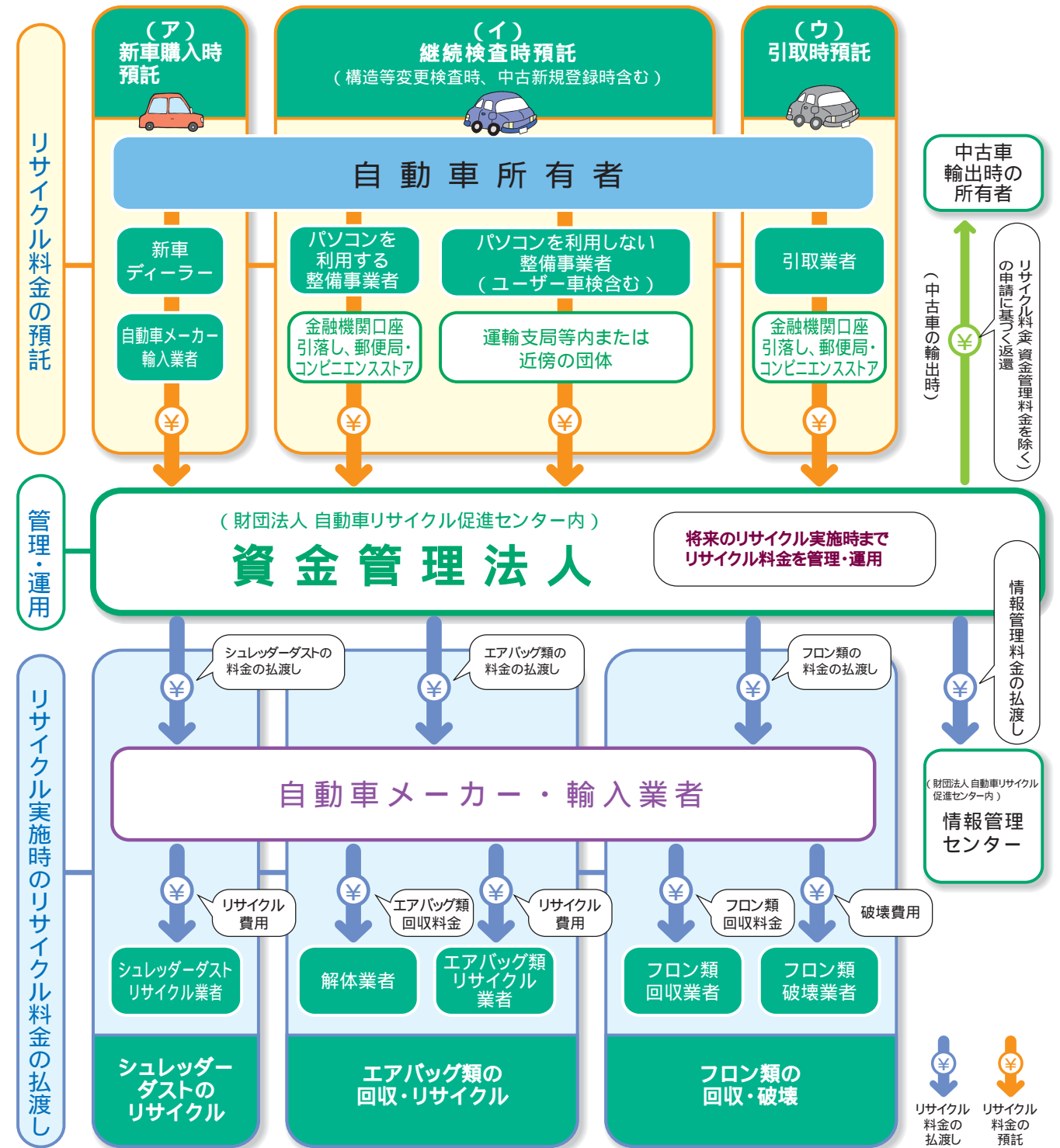
- 使用済自動車のリサイクル実施の際は、自動車メーカー・輸入業者が引取りを行った物品ごとのリサイクル料金が自動車メーカー・輸入業者に資金管理人から払い渡され、自動車メーカー・輸入業者は関連事業者へ回収料金等を支払う仕組みとなります。
- 情報管理料金は、使用済自動車引取業者が引き渡された後、情報管理センターに払い渡される仕組みとなります。

中古車輸出時のリサイクル料金の返還

- リサイクル料金が預託されている自動車を輸出した場合は、その自動車の所有者(主として輸出業者を想定)は、資金管理人に対し、輸出が確実になされたことを証明する書類等の提出を前提に、リサイクル料金の返還請求をすることができます。

(リサイクル料金の返還請求方法については14ページをご覧ください)

- 返還請求の権利は、その自動車を輸出した日から2年間有効です。
- 返還されるリサイクル料金は、資金管理料金を除くリサイクル料金の合計であり、預託期間に応じた利息も払い渡されますが、所定の手数料が差し引かれます。



リサイクル料金の剰余金の扱い

リサイクル料金預託済みの輸出中古車についてリサイクル料金の返還請求がない場合や廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要になった場合等においては、結果として、資金管理人に預託されているリサイクル料金が剰余金となります。資金管理人は国の承認・認可を受けて、以下の用途に限り剰余金を活用します。

- 一定の条件を満たす離島地域の市町村(島外への使用済自動車の共同搬出などの措置を講じる場合) に対する資金協力
- 自動車の不法投棄や野積みに関して代執行を行った自治体に対する資金協力
- 資金管理人・情報管理センターの業務に必要なコストに充当
- 一定金額以上の剰余金がある場合は、将来の自動車所有者のリサイクル料金を割引

補足：継続検査時・引取時におけるリサイクル料金の預託方法について

(1) 継続検査時・引取時のリサイクル料金の預託方法について

- ・継続検査には、実車持ち込みの継続検査（ユーザー車検含む）と指定整備事業者経由の継続検査の2種類が存在し、どちらの場合についても現在の継続検査手続きの流れを可能な限り崩すことなく、リサイクル料金の預託が円滑に行われるような体制を整備することが重要です。
- ・このため、継続検査時におけるリサイクル料金の預託は、車検場団体に設置する専用端末を利用して車検場内または近傍の団体で行うことができる仕組みを構築しています。また、設置スペースの関係で専用端末の設置台数には制約があることもあり、すべての継続検査についてこの方式を利用することとした場合、非常に混雑することが想定され、継続検査の円滑な実施に支障をきたすことも想定されます。このため、年間継続検査取扱台数200台以上の整備事業者等の方には、様々な状況を想定し、各整備事業者において保有するパソコンで一定の実務を行っていただき、リサイクル料金等の預託に必要な実務を行っていただく体制を準備しています。
- ・また、既販車のうちには、継続検査等を経ずに使用済みとなるものが制度施行当初相当数存在することは、制度の立ち上がり時期においては不可避なものですので、引取業者において引取時にリサイクル料金の預託がされているか否かの確認をしていただき、未預託の場合や後付のカーエアコンがある場合などには、引取業者のところで最終所有者からリサイクル料金の収受を行っていただくこととなります。（リサイクル料金の預託がされていない使用済自動車については、システム上電子マニフェスト制度による引取報告は行えず、自動車重量税還付の還付措置を受けること等も不可能である点にご留意ください）

(2) 既販車のリサイクル料金の預託方法についての検討経緯について

- ・既販車のリサイクル料金の預託方法については、上記のように現在の継続検査手続きの流れを可能な限り崩すことなく、リサイクル料金の預託が円滑に行われるような体制を整備する必要があることに加え、リサイクル料金が個々の自動車毎に異なること等様々な要因を踏まえつつ、例えば以下のような方法についても検討が行われてきました。
現状御説明している内容は、これらの検討結果を踏まえつつ、関係の諸団体等ともよく相談させていただいた上で、提示させていただいているものです。

「自動車フロン券」方式について

- ・自動車リサイクル法のリサイクル料金は、乗用車一律2,580円のフロン券の料金とは異なり、個々の自動車毎にリサイクル料金が異なりうるため、こうした方式の採用は不可能です。
リサイクル料金の具体的な水準については、現在各自動車メーカー・輸入業者が算定を進めており、本年(2004年)7月以降自動車メーカー・輸入業者から発表されます。

金額を記載した振込用紙を自動車所有者へ送付する方式について

- ・送付した振込用紙が未到達となることも多いと想定されることに加え、資金管理法たる(財)自動車リサイクル促進センターが7000万台を超える既販車の所有者の氏名・住所等の個人情報を入力・保有することは個人情報保護の観点から望ましくないと考えられるため、こうした方式の採用は極めて困難です。（地方自治体が行う自動車税・軽自動車税の納付通知書とともにリサイクル料金の振込用紙を送付することについても同様の問題があります）

コンビニエンスストアのATMでの払込方式

- ・コンビニエンスストアのATMシステムに、自動車リサイクル法のリサイクル料金等の払込みに対応するシステムを追加的に組み込むとした場合、継続検査等時のリサイクル料金の預託および国土交通大臣等による預託確認が、当初3年間の時限措置であることに対し、極めて大きな費用が必要となります。このため、こうした方式の採用は極めて困難です。

(3) 一般の自動車所有者・ユーザーに対する告知活動について

- ・一般の自動車所有者・ユーザーに対する自動車リサイクル法に関する告知活動については、以下のような内容についてテレビCM、新聞広告などを使って本年7月以降本格的に実施することとします。
 - ①自動車リサイクル法が2005年1月1日よりスタートすること
 - ②自動車の所有者には、リサイクル料金をご負担いただく必要があること
 - ③リサイクル料金の具体的な内容は、シュレッダーダスト、エアバッグ類およびフロン類のリサイクル・破壊に必要なリサイクル料金および資金管理料金・情報管理料金の5種類であること
 - ④既販車のリサイクル料金については、継続検査時等に預託していただくことが必要となること
 - ⑤自動車を使用済みとする場合は、自動車リサイクル法の引取業者に引き渡す必要があること

2. リサイクル料金の預託実務の概要

(1) 料金照会

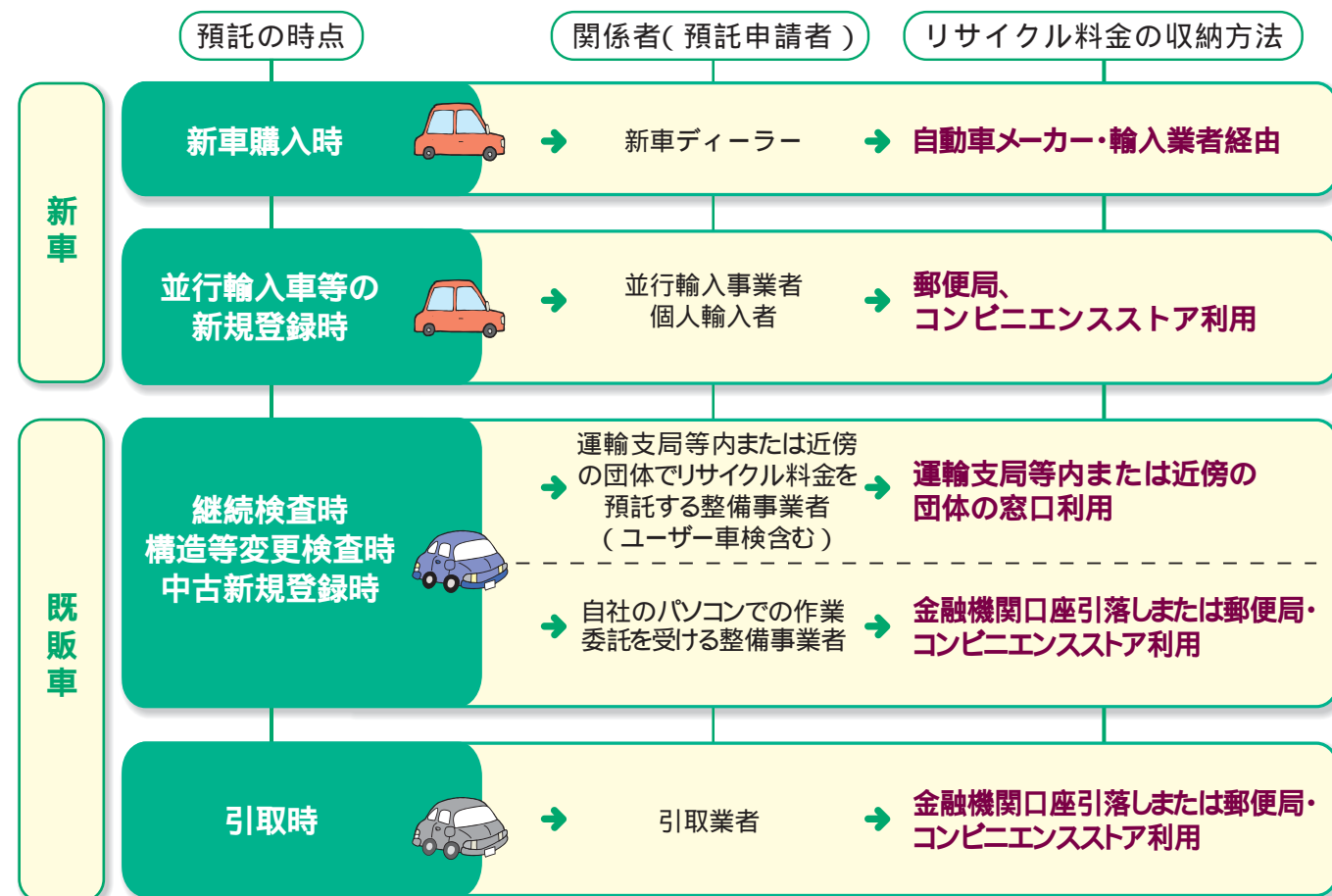
- 自動車リサイクルシステムに事業者登録を行った整備事業者は、車両が入庫する前でも、車台番号と登録・車両番号等が判れば、資金管理人に対し、パソコン等を用いてリサイクル料金を照会することができます。(預託状況も表示されます)
- 料金照会結果は、事業者が料金通知書としてパソコンで出力し、自動車所有者に事前に提示することも可能です。

リサイクル料金の照会については、(財)自動車リサイクル促進センターのホームページを利用して、一般ユーザー等が行うことも可能です。

資金管理人では、自動車メーカー・輸入業者が設定したリサイクル料金情報を保有しています。ただし、一部の一時抹消中の自動車や構内車両等については車両情報を保有していない場合がありますのでコールセンターにご連絡ください。(裏表紙をご覧ください)

(2) 預託申請と料金収納

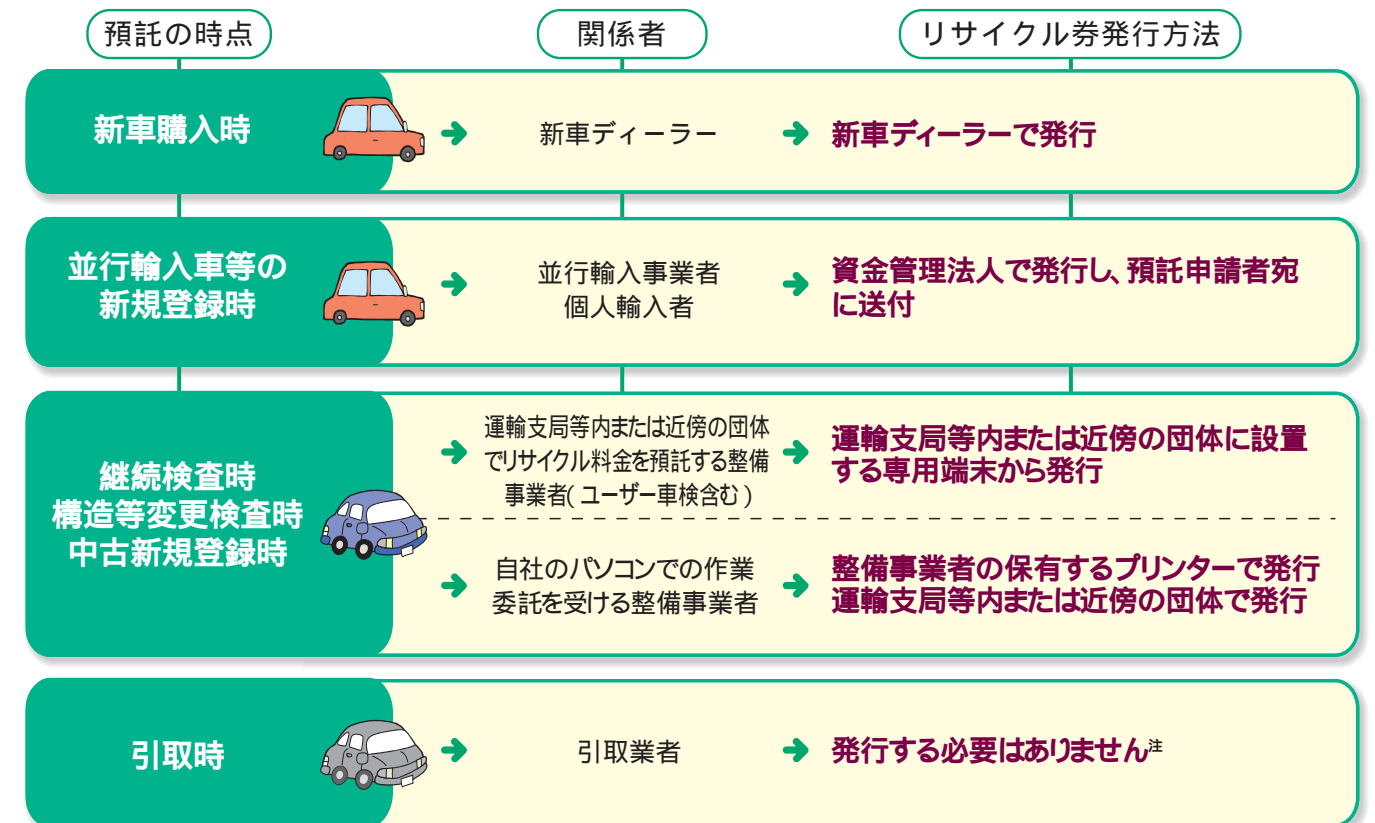
- リサイクル料金を預託するには、車両を特定する情報(車台番号と登録・車両番号等)やリサイクル料金の収納方法を資金管理人に対し、パソコン等により申請する必要があります。
リサイクル料金が複数回預託されることを防止するため、ある事業者が預託申請した自動車については、一定期間、他の事業者からの預託申請はできない仕組みになります。
- 預託申請後のリサイクル料金収納方法は、以下のとおりです。



(3) リサイクル券(預託証明書)の発行

リサイクル券の意義と発行方法

- リサイクル券とは、リサイクル料金が預託された場合に、それを証明するために発行される書面です。
(法第74条に定める預託証明書)
- 実際は、資金管理人の委託を受けたリサイクル券の発行者が預託の時点に応じて以下の方法で発行することになります。



注 ただし、引取証明書と資金管理料金受領証の発行は必要です。(詳細は58ページをご覧ください)

リサイクル券の特徴

- リサイクル券は、継続検査時等において預託証明窓口(資金管理人が委託する運輸支局等内または近傍の団体)に提示することが必要となる重要な書類です。
自動車の所有者は、リサイクル券を自動車検査証などと共に適切に保管しておくことが必要となります。
- リサイクル券は、金券ではないことから換金はできません。また、リサイクル券には車台番号が記載されており、他の自動車への流用はできません。
- リサイクル料金が預託済みの自動車を譲渡する場合は、次の所有者へ自動車とともにリサイクル券も引き渡す必要があります。その際、次の所有者から車両部分の価値とリサイクル料金(資金管理料金部分を除いた預託金相当額)を含んだ中古車売買代金を受領することになります。

(詳細は16ページをご覧ください)

リサイクル券の構成・内容（イメージ）

- ・リサイクル券は[A券]～[D券]で構成されています。
- 再発行用のリサイクル券は[A券]と[B券]のみで構成されます。

券面に記載されている車両のリサイクル料金が預託されていることを資金管理人が証明する書面

XXXXXXX

[A 券] 預託証明書 (リサイクル券)
《車両欄》

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年1月8日発行
事務処理番号: 1-1234567890<4S>

使用済自動車を引き取った際に引取業者が所定事項を記入の上、最終所有者に交付する書面

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B 券] 使用済自動車引取証明書

リサイクル券番号 (移動報告番号)	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	
預託金額	¥ (消費税込み)

本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証(C券)利用時切離し>

[C 券] 資金管理料金受領証 資金管理人が資金管理料金を受領したことを証明する書面

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

受領金額 ¥ (消費税込み)

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年1月8日発行
事務処理番号: 1-1234567890<4S>

リサイクル券の発行者(資金管理人の委託を受けた者)が自動車所有者に対し、リサイクル料金の額を通知する際に使用するための書面

[D 券] 料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年1月8日発行

支払金額合計	¥
シュレッダーダスト料金	¥
エアバッグ類料金	¥
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥
資金管理料金	¥

注) 上記内容は変更される場合があります。

リサイクル券番号は、資金管理人が預託金の管理を行う上での、自動車1台ごとの管理番号で、使用済自動車となった時は、マニフェストの移動報告番号としても用いられます。

料金欄には、現在預託されている金額が表示されます。*****と表示されているものは、預託されていない装備であることを表します。

事務処理番号末尾の<>内は、架装物区分(下表数字)とサイドエアバッグの有無(有りの場合、Sを表示)を示します。

- 架装物区分
- 1: 架装物はリサイクル料金に含まれる
 - 2: 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる
 - 3: 架装物はリサイクル料金に含まれない
 - 4: 架装物がリサイクル料金に含まれていないかどうか不明

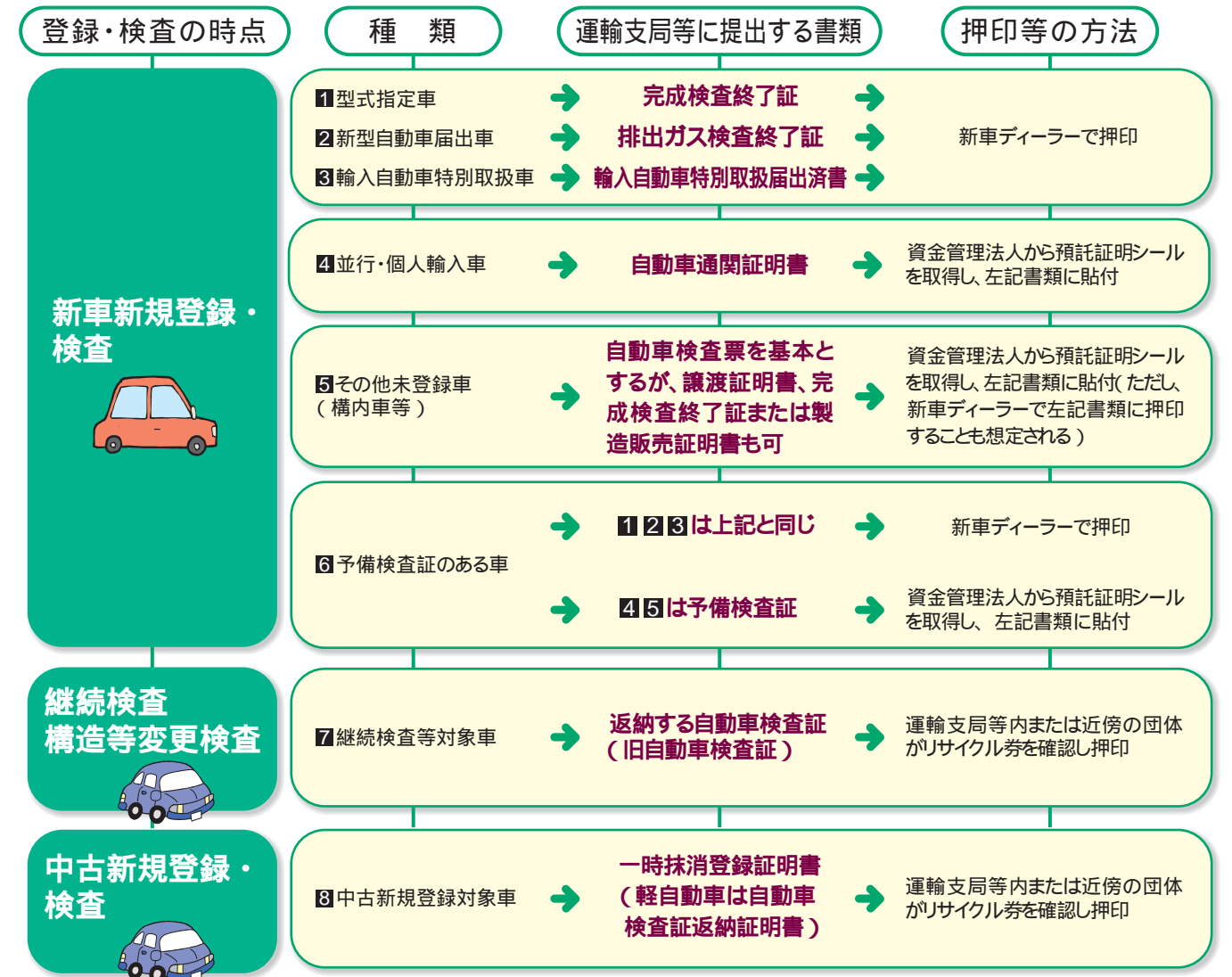
リサイクル券を自動車所有者に交付する際は、[D券]を切り離す必要がありますが、事業者の皆様のご利便性を考慮し、ミン目を入れておきます。

(4) 預託証明

概要

- ・自動車リサイクル法では、新車新規登録・検査、継続検査等を受けようとする際は、リサイクル料金が預託されていることを証明しなければ、登録・検査が受けられない制度になっています。
(継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査時については2008年1月31日までの3年間の時限措置)
 - ・実務としては、運輸支局等による預託確認実務を円滑なものとするために、資金管理人の委託を受けた者がリサイクル券の存在を確認した上で、登録・検査に必要な書類にリサイクル料金預託済みである旨の押印^注を行い、その押印がなされた書類を国土交通大臣等に提示することで「預託証明書＝リサイクル券」が提示されたとみなされます。
(並行輸入車等は、所定の書類に預託証明シール(預託済みであることを証明するシール)が貼付されます)
- 注 押印に関する実務については、資金管理人が新車ディーラー(自動車メーカー・輸入業者経由で委託) 運輸支局等内または近傍の団体へ委託します。

預託証明のための書類



現在、国で検討が進められている自動車保有関係手続きのワンストップサービス開始後は、新車新規登録・検査の際は、自動車メーカー・輸入業者が完成検査終了証情報等を国土交通大臣等に電子的に送信する際にあわせて、預託保証済み情報も送信し、この情報を国土交通大臣等が確認する仕組みとする方向で検討中です。

押印および預託証明シールのイメージ

**完成検査終了証への押印例
(新車新規登録時)**

完成検査終了証

リサイクル料金等
預託済
009-12345
(旧)自動車リサイクル
促進センター

新車ディーラーが資金管理人の委託を受けて押印(自動車メーカー・輸入業者経由で新車ディーラーに委託)

**旧自動車検査証への押印例
(継続検査等時)**

旧自動車検査証

リサイクル料金等
預託済
12345
(旧)自動車リサイクル
促進センター

資金管理人の委託を受けた運輸支局等内または近隣の団体が押印

**自動車通関証明書へのシール貼付例
(並行輸入車の新車新規登録時)**

自動車通関証明書

シール

リサイクル料金等預託済証明	
車台番号(シリアル番号)	1AAAA22B3CC444444
リサイクル券番号	1111-2222-3333
事業者ID	11111
発行日	YYYY年MM月DDE日
旧国連自動車リサイクル促進センター	

資金管理人が預託申請者にシールを送付登録を受けようとする者は、そのシールを自動車通関証明書に貼付
シールにはリサイクル券番号や車台番号など車台特定のための情報が印字済み
シールの他車両への流用不可

(5) 資金管理人が車両情報を保有しない車両への対応

資金管理人が料金情報を保有していない可能性がある車両

- ・資金管理人では、自動車メーカー・輸入業者が料金設定した自動車の情報を保有しています。ただし、一時抹消中の自動車や構内車両等の一部について、車両情報を保有していない車両もごく少数存在しますので、引取時や中古新規登録時には、早めの料金照会が必要です。

【資金管理人が車両情報を保有していない可能性がある車両】

- ・一時抹消中の登録自動車で、一時抹消登録の日が1999年3月31日以前のもの
- ・自動車検査証返納済の軽自動車で、返納日が2003年12月31日以前のもの
- ・自動車メーカー・輸入業者が構内車両等として販売し、国土交通省および軽自動車検査協会に一度も登録等されていない車両

具体的な手続き

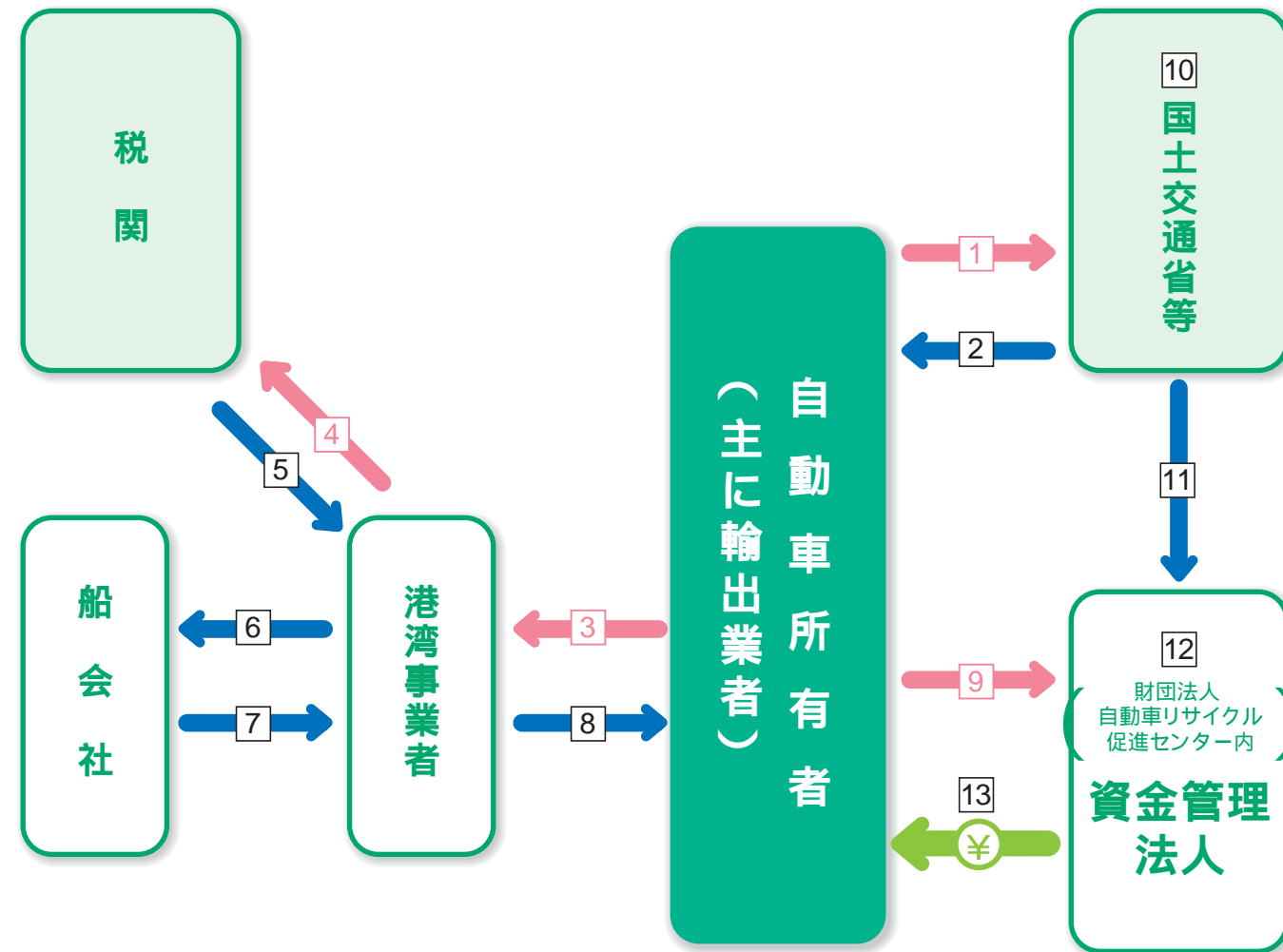
- ・使用済自動車として引き取ろうとする車両や中古新規登録・検査を受けようとする車両について、料金照会や預託申請をした際に、資金管理人が料金情報を保有していない車両であることが判明した場合は、コールセンター(☎裏表紙をご覧ください)にご連絡ください。概ね以下のような実務になります。

所定の必要情報(自動車を特定するための情報とリサイクル料金の設定に必要な情報)を資金管理人にFAX送信していただくことになります。

FAX送信日から概ね1週間でリサイクル料金がFAX等により通知されますので、その後預託申請実務を行ってください。

3. 中古車輸出時のリサイクル料金返還に関する実務の概要

(1) 中古車の輸出実務とリサイクル料金返還までの流れ



- 1 輸出抹消仮登録申請（または輸出予定届出）
- 2 輸出抹消仮登録証明書（または輸出予定届出証明書）の交付
- 3 通関業務の依頼
- 4 輸出許可申請
- 5 輸出許可（輸出許可書の交付）
- 6 船積み
- 7 船荷証券の交付
- 8 輸出許可書・船荷証券（写し）の返却
- 9 リサイクル料金返還申請
- 10 輸出抹消登録等の実施
- 11 輸出抹消登録等情報の送信
- 12 返還申請情報と輸出抹消登録等情報との照合
- 13 リサイクル料金の返還

(2) 返還申請実務

1) 申請者（自動車の所有者：主として輸出業者を想定）は、必要書類を資金管理法人に郵送します。

【申請に必要な書類】

- ・申請書（記載内容）
申請者（輸出した自動車の所有者）名・住所、車台番号、リサイクル料金額（資金管理料金を除く）、
払込先金融機関口座情報
口座は国内のものであり、口座と申請者が同一名義であることが必要です。
- ・改正道路運送車両法で制度化された輸出抹消仮登録証明書（または輸出予定届出証明書）の写し
構内車を輸出する場合不要です。
- ・輸出した自動車の車台番号が記載されている輸出許可書の写し
- ・輸出した自動車の車台番号が記載されている船荷証券の写し

携行品扱いの輸出手続などで上記書類が揃わない場合は、返還請求はできません。
書類の送付先や申請書の入手方法については、関係団体等を通じて別途ご案内いたします。
事前にリサイクル料金返還に関して自動車リサイクルシステムに登録した事業者は、申請書への記入を
パソコン画面上で行うことが可能となります。
この場合、申請者名・住所および払込先金融機関口座情報は自動的に記入され、また車台番号を
入力することでリサイクル料金額が自動的に記入されることとなります。出力して押印後その他書
類とあわせて郵送してください。
システムへの登録方法については、関係団体等を通じて別途ご案内いたします。

2) 資金管理法人にて申請書類の確認を行い、書類に不備・不足がなければ申請を受理します。
書類に不備・不足等があった場合、原則として理由書を添えて申請書類一式を申請者に返送します。

3) 資金管理法人では国土交通省等から輸出抹消登録等の情報提供を受け、確認します。
国土交通省等にて輸出抹消登録等がなされる時期は、税関への輸出申請方法により異なるため、輸出がなされた日
から最大4ヶ月必要な場合があります。

4) 3) で確認した自動車のリサイクル料金（手数料を除いた額）を毎月末とりまとめ、翌月末に申請者
が指定した国内金融機関口座に送金します。

4. リサイクル料金の会計上の取扱い

(1) 新車購入時、継続検査時、構造等変更検査および中古新規登録・検査時に預託した際の取扱

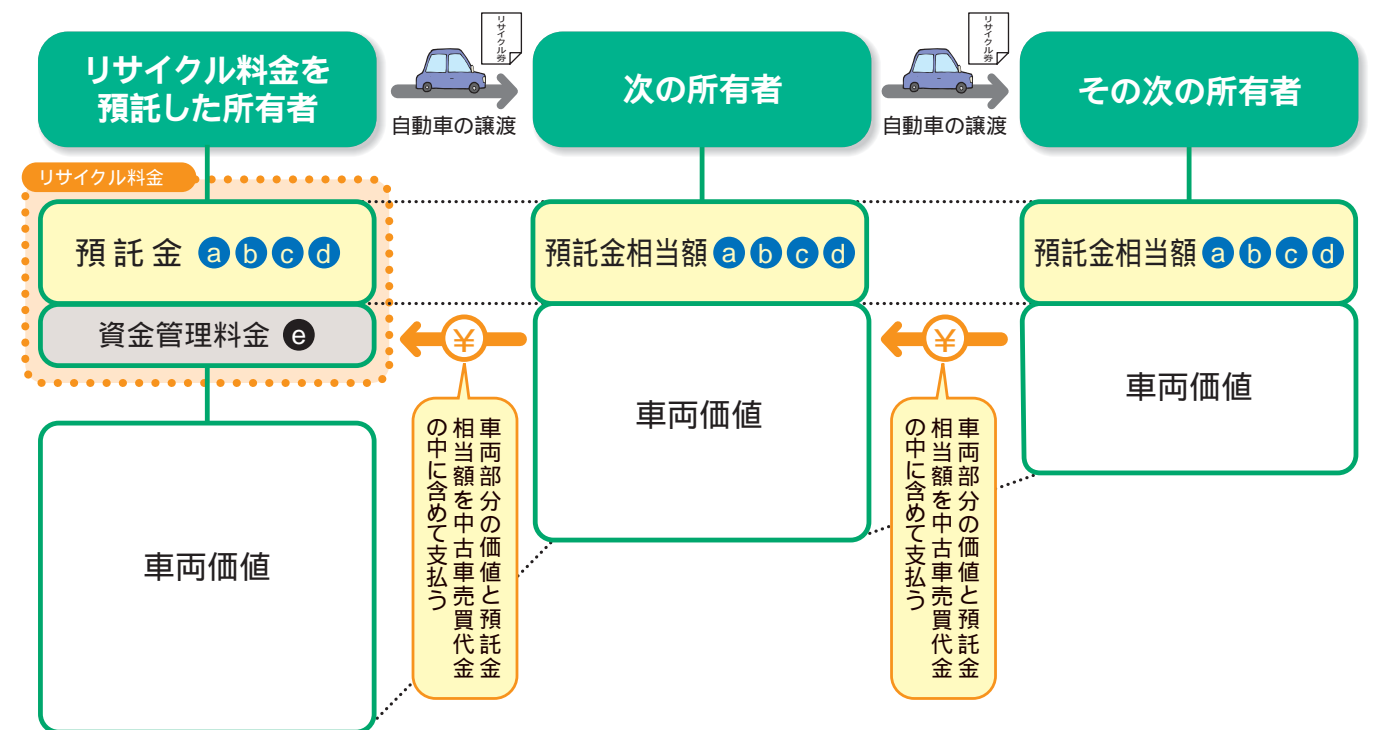
- ・リサイクル料金のうち、**a**シュレッダーダスト料金 **b**エアバッグ類料金 **c**フロン類料金 **d**情報管理料金は、資金管理人に預託された「自動車所有者の資産」として位置付けられますので、預託者が法人または事業者であって会計処理を行う場合は、資産勘定に計上する必要があります。
(費用として処理することはできません)
- ・**e**資金管理料金は、資金管理人において、入金された後にすぐ費消されるため、支払った時点で費用処理を行います。
- ・販売・整備事業者が自動車所有者から預託金を一定期間預かる場合は、会計上の「仮受金」または「預り金」となります。
「仮受金」または「預り金」として計上する際は、預託金 (**a b c d**) だけではなく資金管理料金 (**e**) も含めた全体の額で処理します。

リサイクル料金項目	科目	会計上の扱い
a シュレッダーダスト料金	預託金	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済自動車の引渡しまで自動車所有者の資産 (金銭資産のため消費税は非課税) ・使用済自動車として引取業者に引き渡した時点で、最終所有者が費用処理を実施
b エアバッグ類料金		
c フロン類料金		
d 情報管理料金		
e 資金管理料金	費用	支払った時点で費用処理を実施

(2) 中古車売買時の取扱い

- ・リサイクル料金預託済みの自動車を譲渡する際は、自動車の譲渡に伴い、新所有者がリサイクル料金を預託したものとみなされることになっています。(法第77条)
- ・リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が譲渡した旧所有者に対し、車両部分の価値としての金額に加え、預託金相当額を中古車売買代金の中に含めて支払うことになります。また、新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になります。したがって、購入時と譲渡時では、同額の預託金相当額を支払い、受け取っているため課税所得(差額)が生じません。
- ・預託金相当額の授受については、消費税上の非課税取引になります。このため、車両価値金額と預託金相当額について会計処理を行う場合は、別々の会計処理が必要となります。
(新所有者は預託金相当額を資産計上し、旧所有者は資産勘定に計上されていた預託金相当額を現金に振り替えます)

中古車売買時の車両価値とリサイクル料金の関係



(3) 引取業者への使用済自動車引渡し時の取扱い

- ・自動車所有者のうち最終所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡した時点で、預託金相当額の費用処理を行うことができます。
- ・使用済自動車の引渡し時にリサイクル料金を支払った場合は、支払った時点ですべての料金について費用処理を行うことができます。
使用済自動車引渡し時にエアバッグ類料金やフロン類料金の追加預託を行う場合には、その預託にあわせて、再度資金管理料金の負担が必要となることに注意してください。
- ・引取業者の場合においても、最終所有者からリサイクル料金を一定期間預かる場合は、会計上の「仮受金」または「預り金」として計上してください。
「仮受金」または「預り金」として計上する際は、預託金だけではなく、資金管理料金も含めた全体の額で処理してください。